

社会福祉法人 青梅白寿会

<女性活躍推進法ならびに次世代法に基づく一般事業主行動計画>

全ての職員が仕事と家庭を両立し、長期継続してキャリア形成ができるよう、雇用環境の充実を目的とした行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日

2. 行動目標と取り組みの内容

目標（1） 職員のキャリア形成を図る。

取組内容 ・令和4年4月1日より、管理職・主任候補者育成研修の実施。
・各拠点管理職による職員個別の育成支援面談の実施。

目標（2） 管理職の男女比とが同程度になるように女性管理職を増やす。

取組内容 ・令和4年4月1日より、男女公正な昇進基準を策定し、管理職候補となる男女労働者に対して管理職育成研修を行う。

目標（3） 各拠点で、課長以上の女性労働者を常時一名以上配置する。

取組内容 ・令和4年4月1日より、管理職候補となる女性労働者の育成研修を行い、多様な職務経験の付与を実施する。

目標（4） 育児休暇取得率の向上を図る。

取組内容 ・職員及び管理職への育児休暇制度の制度理解を浸透させ、所属部署への取得相談、代替要員の確保等取得促進のための体制整備等に努める。
また、男性職員の育児休業制度の理解促進を図る。

目標（5） 職員一人あたりの有給休暇の取得日数を年間で6日以上とする。

取組内容 ・令和4年4月1日～年次有給休暇の取得状況を各拠点管理職が把握。
・令和4年6月～法人本部と各拠点管理職が有給取得に関する課題を抽出。
各拠点、各部署において有給休暇の年間取得計画を策定し、毎月の経営会議において取得実績の確認を行う。

目標（6） 時間単位の有給休暇制度の導入を目指す。

取組内容 ・令和4年4月1日より、各拠点の管理職が職員への業務内容の調査を行い就業規則等の改正案を作成。

3. 職員への周知方法 各拠点、掲示板への掲示。

4. 公表方法 自社HP、厚生労働省HP、「女性の活躍推進企業データベース」に掲載。

一般事業主行動計画の担当職氏名

常務理事 吉崎雄聖